萩・石見空港周辺における物件等 設置の制限



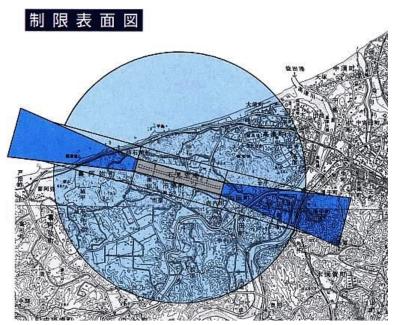
島根県益田県土整備事務所 石見空港管理所

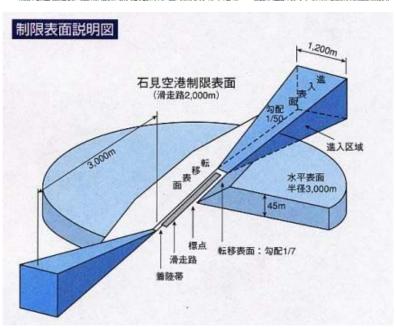
【1】制限表面に係る物件設置の制限について

(1)萩・石見空港の制限表面について

空港の周辺には「制限表面」が設定されており、<u>制限表面の上に出る物件の設置は、原則として禁止されています(航空法第49条)。</u>航空機の離着陸時に接触の可能性がある物件や、パイロットの視界の妨げになる物件等が設置されることを防ぐためのものです。

萩・石見空港の制限表面は、進入表面/転移表面/水平表面から構成され、 その概要は以下のとおりです。





① 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために 必要な表面です。

萩・石見空港の進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ3,000m、その末端の幅が1,200mの長さによって囲まれる平面で、50分の1勾配(2.0%勾配)を有しています。

② 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するため に必要な表面です。

萩・石見空港の転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、 着陸帯の外側上方へ7分の1勾配(14.2%勾配)を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

③ 水平表面

通常、航空機が着陸の際には、衝突を避けるために一定の場周経路を まわって進入しますが、その安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の水平表面は、空港の標点(北緯 34 度 40 分 35 秒 東経 131 度 47 分 25 秒 WGS-84)の垂直上方 45mの点を中心にした半径 3,000 mの円周に囲まれた平面です。

(2)制限の内容及び手続きについて

①制限表面上に出る物件の制限について

物件等が制限表面上に出ることは禁止されています。

ただし、<u>水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置者(島</u>根県)の承認により設置できる場合があります。(航空法第49条第1項、同法施行規則第92条の5)

- 1) 仮設物
- 2) 建築基準法第33条の規定により設けなければならない避雷設備
- 3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない 物件

②制限表面に近接する物件について

制限表面の上には出ないが、著しく近接する物件については、航空障害灯の設置が義務づけられています(航空法第51条)。

「著しく近接する」とは、制限表面と制限表面から6m下方にある平面 との間に存在することとされています。

なお、転移表面においては、6m下方にある平面と、着陸帯の長辺を含み水平面に対し着陸帯の外側上方へ 10 分の 1 勾配(10%勾配)を有する平面のうち、いずれか高い平面と制限表面の間に存在することとされています。

③ 手続きについて

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会 していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確 認して下さい。

窓口 島根県益田県土整備事務所

石見空港管理所

〒698-0051 島根県益田市内田町イ597

Tel 0856-24-0002 Fax 0856-23-5491

※必要により、別添の様式で協議をお願いすることがあります。

※クレーンやアドバルーン等の一時的な設置も対象になりますので、ご 注意ください。

※航空障害灯及び昼間障害標識について

上記②の制限表面近接物件のほか、高さ60m以上の物件等には、航空法第51条及び第51条の2により、航空障害灯、昼間障害標識の設置が義務付けられています。

以下の相談窓口にご連絡ください。

〇国土交通省大阪航空局保安部航空灯火 • 電気技術課

TEL 06-6949-6211 (代表)

FAX 06-6949-3590

URL/HP http://www.ocab.mlit.go.jp/news/sign

【参考】

萩・石見空港の施設と制限表面

空港の名称		石見空港(萩・石見空港)	
設置管理者		島根県	
空港の位置		島根県益田市	
標点の位置		北緯 34度40分35秒	
(世界測地系)		東経 131度47分25秒	
標点の高さ		54.0m	
飛行場の種類		陸上飛行場 地方管理空港	
着陸帯の等級		C級	
		着陸帯	2,120m×300m
着陸帯、滑走路及 び誘導路の長さ、 幅		滑走路	2,000m×45m (北104度46分38秒東:真方位)
		誘導路	190m×30m
無線施設		I L S(計器着陸装置)	
		VOR(超短波全方向式無線標識施設)	
		DME(距離測定装置)	
制限表面	進入表面	長さ	3,000m
		内側底辺の長さ	300m
		外側底辺の長さ	1,200m
		勾配	50分の1
	転移表面	勾配	7分の1
	水平表面	半径	3,000m

航空法(昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号)抜粋

(定義)

第2条 1~5 (略)

- 6 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ。)又は着陸(着水を含む。以下同じ。)の用に供するため設けられる空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)内の矩形部分をいう。
- 7 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートル(ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で国土交通省令で定める長さ)の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては六百メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。
- 8 この法律において<u>「進入表面」</u>とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。
- 9 この法律において<u>「水平表面」</u>とは、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの 点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定 める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。
- 10 この法律において<u>「転移表面」</u>とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の 長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の 水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一(ヘリポートにあ つては、四分の一以上で国土交通省令で定める勾配)であるもののうち、進入表面 の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの 平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲 まれる部分をいう。

11~ (略)

(物件の制限等)

第四十九条 何人も、空港について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は

<u>転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するも</u> の及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者 その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。 3~(略)

(航空障害燈)

- 第五十一条 <u>地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通</u> <u>省令で定めるところにより、当該物件に航空障害燈を設置しなければならない。</u>但 し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 2 空港等の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該空港等の進入表面、 転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件(前項の規定により航 空障害燈を設置すべき物件を除く。)で国土交通省令で定めるものに航空障害燈を設 置しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害燈を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。
- 4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により空港等の設置者又は国土交通大臣の行う航空障害燈の設置を拒むことができない。
- 5 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、国 土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者の当該 航空障害燈の管理の方法が前項の国土交通省令に従つていないと認めるときは、そ の者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずる ことができる。

(昼間障害標識)

- 第五十一条の二 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

航空法施行規則(昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号)抜粋

(物件制限の特例)

- 第九十二条の五 法第四十九条第一項 ただし書(法第五十五条の二第三項 及び法第 五十六条の三第二項 において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める物件 は、次に掲げるものとする。
- 一 仮設物
- 二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第三十三条 の規定により設けなければならない避雷設備
- 三 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

平成 年 月 日

島根県益田県土整備事務所長 様 (石見空港管理所)

住 所 会社名 担当者 連絡先 ()

石見空港の制限表面内における物件の設置について(通知・依頼)

このことについて、下記のとおり実施したいのでご検証下さいますよう、よろしくお願いします。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先 住 所

氏 名

連絡先 ()

2. 物件の設置場所 住 所

北緯 度 分 秒

東経 度 分 秒

3. 物件の用途及び構造

4. 物件の最高部の高さ . m

(給水塔、避雷針などがある場合 . m)

(一時的にクレーン等を使用する場合 . m)

5. 設置場所の海抜高 . m

6. 物件の海抜高 . m

7. 物件の設置予定期間 工期

着手予定:平成 年 月 日

完成予定:平成 年 月 日

8. 空港と物件の関係距離 石見空港から 、 mの場所

9. その他参考事項 物件の平面・立面図(高さが明記されているもの)

物件位置図(国土地理院発行のもの) 建物等を建設する場合、予定工程表など

以上

平成○○年○○月○○日

島根県益田県土整備事務所長 様 (石見空港管理所)

> 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 番地 会社名 〇〇〇〇株式会社 担当者 〇〇 〇〇 連絡先 ()

石見空港の制限表面内における物件の設置について(通知・依頼)

このことについて、下記のとおり実施したいのでご検証下さいますよう、よろしくお願いします。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先 住 所 ○○県○○市○○町 番地 氏名〇〇〇〇 連絡先 () 2. 物件の設置場所 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 番地 北緯○○度○○分○○秒 東経○○○度○○分○○秒 3. 物件の用途及び構造 例 ○○ビル、○○用煙突、マンション、送電鉄塔 例 鉄筋、鋼製 $\bigcirc\bigcirc$. \bigcirc m 4. 物件の最高部の高さ (給水塔、避雷針などがある場合 ○○. ○m) (一時的にクレーン等を使用する場合 ○○. ○m) $\bigcirc\bigcirc$. \bigcirc m 5. 設置場所の海抜高 6. 物件の海抜高 $\bigcirc\bigcirc$. \bigcirc m 7. 物件の設置予定期間 工期 着手予定:平成〇〇年〇〇月〇〇日 完成予定:平成〇〇年〇〇月〇〇日 8. 空港と物件の関係距離 石見空港から〇〇、〇〇〇〇. 〇mの場所 9. その他参考事項 物件の平面・立面図 (高さが明記されているもの) 物件位置図(国土地理院発行のもの)

建物等を建設する場合、予定工程表など

以上